

軽量シャッターの防犯性能の試験に関する細則（平成16年基準）

1 一般事項

この細則は、防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議（以下「官民合同会議」という。）が行う、主として車庫、店舗の出入口に使用される軽量シャッターの防犯性能試験（以下「試験」という。）について規定する。

2 受験手続等

2.1 申請

受験を希望する者は、日本シャッター・ドア協会（以下「協会」という。）に申し込むものとする。

なお、協会が申込みを受理しなかった場合、その他協会の対応に不服がある者は、官民合同会議試験委員会事務局（警察庁生活安全局生活安全企画課）に対し、申し出ることができる。

2.2 合同試験の申請

複数の型式の軽量シャッターについて同一構造であるとして申請があった場合において、試験委員会が認めたときは、それらについて合同試験を行うことができる。

なお、合同試験の申請があった軽量シャッターの製造・販売者が2社以上にわたるときは、そのうちの1社又は製造・販売者の団体が代表して申請をするものとする。

2.3 申請時に提出する書類等

申請に際し提出すべき書類等は、受験申込書、試験体図、施工要領書及び構造説明図書とする。

2.4 受験資格

試験を受験できる軽量シャッターは以下のとおりとする。

JIS A4704に該当する構造であって、スラットの板厚が0.5mm以上であること
スイッチボックスを有するものについては、別に定めるスイッチボックスの試験に合格したものを備えること

上記 及び と同等以上の性能を有するものとして試験委員会が認めたもの

3 試験員

試験員は、警察庁、国土交通省又は協会が推薦する者であることとする。

4 試験会場

試験会場は科学警察研究所、独立行政法人建築研究所又は財団法人ベターリビング筑波建築試験センターのほか、以下のとおりとする。

試験委員会の承認を得た協会の会員会社試験所

受験者の申出による上記以外の試験所で、試験委員会の承認を得た試験所

5 試験体の準備、設置

5.1 一般事項

試験体は、使用状態に組み立てられた完成品とし、その大きさは以下のとおりとする。
なお、試験体は1体を用意する。

納まりは実際に使用する納まりとし、試験体サイズは開口部幅(W) = 2.5m程度、開口部高さ(H) = 2 m程度 とし、詳細は試験体図による。

なお、中柱付きの場合は、総開口部幅(W) = 2.8m程度、開口部高さ(H) = 2 m程度とし、開口部の中央に中柱を取り付ける。

5.2 設置

試験体は、施工要領書に準じて、直角に垂直に、かつ、ねじれや曲がりなく試験体取付枠に固定しなければならない。取付け高さは、通常使用される高さとする。

試験体取付枠は、別添資料「試験体取付枠説明図」に従い、試験の目的に適した十分に剛性のあるものとする。

5.3 試験体の準備と検査

試験体取付枠に取り付けられた試験体を、目視で検査し、損傷やキズや仕上げの特異な状況を記録する。試験開始前に、施工要領書に記載通りの条件で製品が取り付けられ、かつ閉鎖されていることを確認する。

6 試験方法

試験は、以下の手口について、それぞれ試験手順書に定める方法により実施する。試験の際に発生する音量については、攻撃の際に90dB以上の音量が発生しないよう配慮する。

なお、中柱部スラットこじ開け試験(試験番号5)は、中柱付の場合にのみ実施する。また、電動式の場合は、外錠破り試験(試験番号1)、内錠破り試験(試験番号2)及びピッキング試験(試験番号3)を実施しない。また、申請された軽量シャッターがこの細則に基づく試験において抵抗時間が5分以上であると認められた軽量シャッターと同一の構造であり、かつ防犯性能に影響がないと、試験委員会が判断した場合にあっては、抵抗時間が5分以上であるとみなし、該当する試験を省略することができる。

6.1 外錠破り試験(試験番号1)

充電式ドリル、キリ、金切鋏、針金を用い、外錠付近のスラットに穴をあけ、手又は針金で解錠し侵入する。

6.2 内錠破り試験(試験番号2)

充電式ドリル、キリ、金切鋏、針金を用い、内錠付近のスラットに穴をあけ、手又は針金で解錠し侵入する。

6.3 ピッキング試験（試験番号3）

ピッキング用具を用い、外錠をピッキングし、解錠して侵入する。この試験は、1体の試験体について、3回試みる。

6.4 スラットこじ開け試験（試験番号4）

バールを用い、レール部分のスラットをこじ開け、スラットをレールから外して侵入する。

6.5 中柱部スラットこじ開け試験（試験番号5）

バールを用い、中柱部分のスラットをこじ開け、スラットを中柱から外して侵入する。

6.6 座板こじ開け試験（試験番号6）

バール、木片を用い、座板をこじ開けて侵入する。

6.7 切り破り試験（試験番号7）

充電式ドリル、キリ及び金切鋏を用い、スラットに穴を開けて侵入する。

7 試験結果の判定

7.1 判定基準

試験の結果、いずれの手口についても、攻撃の開始から5分間以上人体が通過できる状態にならなかったものを合格とし、防犯性能の高い軽量シャッターとする。

以下に示すいずれかの断面をもつ試験ブロックが通り抜けることを可能とする開口部は、その構造・仕様に関わらず侵入可能な開口部とみなす。

400mm×250mmの長方形

400mm×300mmの楕円形

直径が350mmの円

ただし、スラットこじ開け試験（試験番号4）、座板こじ開け試験（試験番号6）、切り破り試験（試験番号7）については平成15年7月24日に官民合同会議シャッター・ドア・サッシ検討委員会が行った予察試験において、以下の要件を備える軽量シャッターについては、攻撃の開始から5分間以上人体が通過できる状態にならなかったことが確認されていることから、試験委員会においてこれと同等以上であると判定されたものについては、合格とする。また、要件のみを満たさない場合は、スラットこじ開け試験（試験番号4）のみを実施する。

スラットの板厚が0.8mm以上であること

ガイドレールの深さが43.5mm以上であること

納まりは内付けであること

7.2 合同試験における判定基準

合同試験の申請があった軽量シャッターについては、そのうちから無作為抽出した1体を代表試験体として試験を実施し、7.1と同一の判定基準によって可否の判定を行い、代表試験体が合格したときは、合同試験の対象となるすべての型式について合格したも

のとみなす。

8 再試験

- 8.1 試験結果が不合格の場合においてその抵抗時間が4分を超えていたときに限り、その原因を改善した旨を添えて受験者が再試験を申し込んで、それを試験委員会が認めた場合は1回に限り再試験を受けることができる。
- 8.2 試験体取付けにおける施工上の不具合に起因して不合格となった場合で、受験者が再試験を申し込んで、それを試験委員会が認めた場合は1回に限り再試験を受けることができる。

9 試験報告書

- 9.1 試験報告書は、協会が3部作成し、1部は試験委員会に、1部は申請者に提出することとし、残る1部は協会が保管するものとする。
- 9.2 試験報告書に記載する事項は、次のとおりとする。

種類

申請者

型名 / 商品名

試験項目

使用工具

試験日

試験場所

試験員

発生音が所定のピーク値を超えた回数

試験写真

その他必要と認められる事項

10 試験費用

- 10.1 試験費用は別途定める受験説明書に従い、受験者の負担とする。
- 10.2 試験の手数料は、1型式につき3万円とし、受験申込みの際、協会に納付しなければならない。
- 10.3 試験に際して実費を要したときは、その額を限度として受験する者より徴収することができる。